

別件訴訟を受けた更正の請求を巡り地裁判決

納税者が、不動産取引を巡る自身の母(本件被相続人)の平成23年分の所得税について、母の死後その納税義務承継者となり、不動産取引に係る別件訴訟の判決が確定したことを受けて更正の請求をしたところ、課税庁から一部は理由があるもの

不動産取引の乙契約解除を有効とする別件判決が確定

甲契約に係る部分は更正すべき理由なし

納税者は本件被相続人Aの妻子。納税者の夫BはAの養子となっていた。Aの死後、Bがその納税義務承継者となったが、Bの死後は納税者がAの納税義務承継者となった。Aは23年1月4日までに、複数の土地をBに約2億5000万円を譲渡(甲契約)し、この代金債権を甲債権とした。Bは23年1月4日、不動産会社X社に甲契約

で譲渡を受けた土地を含む土地や建物の持分を約3億1000万円を譲渡した(乙契約)。また、Aは23年ごろ、X社に甲契約で譲渡した土地以外の土地を約8000万円を譲渡した(丙契約)。

Aは24年3月、23年の所得税の確定申告(本件申告)をした。申告書には甲契約と丙契約に係る収入金額等

が記載されていた。Aは24年10月に死亡し、Bが甲債権と丙債権を相続した。BはX社等を相手に、乙契約について、X社の元代表者等の詐欺に基づくもので取り消した旨、Bの錯誤に基づくものであるから無効である旨およびX社による代金の不払を理由に解除した旨などを主張し、別件訴訟を提起した。その後、B

検査院が3億7972万円の徴収不足を指摘

譲渡所得における相続税額の取得費加算など13事項

会計検査院が5日に公表した令和6年度決算検査報告では、ストック・オプションの利益の申告漏れ(10月27日号2面参照)や消費税の簡易課税制度(11月10日号1面参照)に関する指摘のほか、租

税の徴収額における過不足も報告されていた。検査の結果、60税務署において、納税者106人から租税を徴収するに当たり、徴収額が1.3事項計3億7972万円(平成30年度から令和6年度まで)は、申告所得税に

で不足しており、また、1事項63万円(令和5年度)過大になっている。不当と認められるとした。なお、これらの徴収不足額等はすべて徴収決定等の処置が執られている。ここでは、申告所得税に

おける譲渡所得に関する徴収不足事案を紹介する。

個人が資産を譲渡した場合、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡に係る収入金額(譲渡収入金額)から取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額(取得費等

その主な内容は、譲渡した建物について、譲渡収入金額が取得費等の合計額に満たないこととなるのに、これを見過ごしまたは法令等の適用の検討が十分でなかったため、取得費を加算できない相対額を加算し、取得費を過大に計上して譲渡所得の金額を過小の計上に関する事案などが示されている。

道府県民税利子割の住所地課税への見直しを容認 都税調が7年度報告を公表

東京都税制調査会は10日、令和7年度報告を公表した。この中で、道府県民税利子割が「住所地課税の例外」として、預貯金の口座所在地道府県で課税となっているため、本店以外の営業所等を持たないインターネット銀行の口座に係る道府県民税利子割の課税などがネット銀行の本店等の多い都に集中している問題について、本来あるべき住所地課税に見直す方向性に異論はないとした。

ただ、国の地方税制のあり方に関する検討会が早急に清算制度を導入すべき(8月11日号3面参照)としている点については、拙速に導入するのではなく、本来あるべき課税帰属地と課税団体との間に生じている乖離を正確性の高いデータで示し、議論を行うべきだと指摘。

その上で、例えば5年後など、達成時期の目標を示し、検討体制を整えるなど住所地課税の実現に向けた取組みを具体的に進めるべきだとした。

また、ふるさと納税について、寄附本来の趣旨などを踏まえ、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきなどとしている。

は30年4月に死亡。納税者がBの財産を相続した。

令和2年2月に別件訴訟について、X社による代金支払債務の不履行を理由とする亡Bによる乙契約の解除が有効とする請求を認容し、その余の請求を棄却する地裁判決が言い渡された。その後、控訴棄却等を経て判決が確定した。

納税者は4年5月、更正の請求書の「添付した書類」欄に「判決文、契約書」と記載し、「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄に「所有地有効利用の融資を受けるため、仮装売買契約を締結したら相手方に登記を移され代金を得ることなく所有地を失い、相手方は無資力」と記載して、本件申告について甲契約および丙契約に係る分離長期譲渡所得の金額を0円とする本件各更正の請求をした。

課税庁は5年5月に本件各更正の請求のうち甲契約に係る部分が国税通則法23条2項1号所定の要件を満たすか否

本件各更正の請求のうち、①丙契約に係る部分は更正の請求をする事ができるとした上で、本件申告における丙債権の回収不能額を減算する一方、②甲契約に係る部分は更正すべき理由がないとす

る減額更正処分をした。Bの錯誤により無効で、ひいては甲契約も錯誤により無効と判断されたなどと納税者の主張する判断がされたとは認め難いと指摘。納税者の主張を退けた。



株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンバインド製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、[カメラの水]宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス[ハッピーテラス]事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL: 052-611-1151

Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

相互協議

発生件数は32%増の280件

OECD非加盟国・地域が増加傾向

国税庁はこのほど、令和6事務年度の「相互協議の状況」を公表した。それによると、相互協議事案の発生件数は、前事務年度比68件増加(32%増)の280件と増加した。

発生件数の内訳は、事前確認に係るものが27件増加の194件で全体の約7割を占め、移転価格課税が31件増加の67件、その他(恒久的施設に関する事案や、源泉所得税に関する事案など)が10件増加の19件だった。なお、相互協議の発生事案の多い国は、米国、インド、韓国、中国、シンガポールの順となっている。

処理件数は、同23件増加の242件(同11%増)で、前年度に続き過去最多を更新した。同庁は、「事案の増加は、前事務年度より7・8カ月長い39

件で過去最多だった。繰越件数の内訳は、事前確認が、過去最多だった前事務年度と同数の595件、移転価格課税が27件増加の151件、その他が11件増の27件となっている。

互協議状況の公表形態は、OECD加盟国・地域との相互協議事案も多くなっている。OECD加盟国は同6・2カ月長い32・6カ月、OECD非加盟国・地域は同6・8カ月長い49・0カ月だった。年々増加している非加盟国・地域の長期事案が終結したことにより、処理期間が長くなる傾向にある。

繰越件数は、発生件数が処理件数を上回ったため、同38件増加(同5・1%増)の773件で過去最多だった。繰越件数の内訳は、事前確認が、過去最多だった前事務年度と同数の595件、移転価格課税が27件増加の151件、その他が11件増の27件となっている。

繰越事案の多い国は、米国(25%)、インド(15%)、中国(13%)、韓国(12%)、ドイツ(5%)の順となっている。発生件数(同72・3%増の112件)、処理件数(同40・5%増の104件)は、ともに過去最多だった。

過去最多となった要因について、同庁は、「OECD加盟国との相互協議事案が中心であるものの、OECD非加盟国・地域との相互協議事案も多くなっている。OECD加盟国・地域の繰越件数は、同8件増の334件で、繰越件数全体(773件)の43・2%を占めている。

繰越事案の多い国は、米国(25%)、インド(15%)、中国(13%)、韓国(12%)、ドイツ(5%)の順となっている。発生件数(同72・3%増の112件)、処理件数(同40・5%増の104件)は、ともに過去最多だった。

税の標語の表彰式

全問連最優秀賞は福島県の五寧さん(迫本淳一会長)と東和7年度「税の標語」表彰式を行った。



全問連最優秀賞は福島県の五寧さん(迫本淳一会長)と東和7年度「税の標語」表彰式を行った。

一般社団法人東京青色申告会連合会(相原博会長)は7日、同会会館で第1回税に関する動画グランプリの表彰式を開催した。写真。

第1回税に関する動画グランプリの表彰式 高校生部門グランプリは目黒高校の南さん

専門学校生を対象に税をテーマにした動画作品を募集した。高校生部門のグランプリには都立目黒高校の南さん(作品「税金を支える暮らし」)が、大賞・専門学校生部門のグランプリにはアミューズメントメディア総合学院CG学科映像班の作品「税金を支えるあたりまえ」がそれぞれ輝いた。また、各部門の準グランプリのほか、東京国税局長賞、東京都主税局長賞も授与された。

中学生および高校生万5698点だった。全問連最優秀賞に選ばれたのは、福島県西会津町立西会津中学校の五寧大陽さん(写真中央)に「あたたかい消費税」が選ばれた。最優秀賞2作品は、全問連と東京局間連の会報やホームページに掲載され、全国の間税会活動に活用される。

用賀中学校の小林君の夢に「君の夢」が選ばれた。活躍する。全問連と東京局間連の会報やホームページに掲載され、全国の間税会活動に活用される。

着眼大局

≪104≫

新内閣発足に思う

自民党総裁に高市早苗氏が選出され組閣、維新との連立政権が発足した。各種の世論調査では高市新総理の支持率は高い。わが国で初の女性総理であること、非世襲議員、故安倍元総理に近い関係、党内でも有数の保守主義者であることが昨今の内外情勢の下で好感を持って迎えられたことによる。一方、永年与党として連立政権を担ってきた公明党が連立を離脱したが、高市氏が総理に選出さ

れたことが因と言われる。総理は10月の国会冒頭の所信表明で「今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る、そして、日本列島を強く豊かにしていく。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す」と述べ、内政については「強い経済を構築するために責任ある積極財政の考え方」と戦略的財政出動、経済対策策定、物価対策を柱に補正予算編成、ガソリン税の暫定税率の廃止、軽油引取税の暫定税率の早期廃止を目指し安定財源を確保、日

本成長戦略会議設置、経済・食糧・エネルギー・健康医療・国土強靱化などのリスクに官民で戦略的な危機管理投資、社会保障制度の給付と負担のあり方について人口減少・少子高齢化を乗り越えるために国民会議設置など、外交防衛については「自由で開かれたインド太平洋を柱とし、日米同盟が外交安保政策の基軸、中国とは戦略的互恵関係包括的推進、北朝鮮の核開発・拉致問題とロシアのウクライナ侵攻は断じて容認できない。防衛費GDP2%目標は今年度補正予算で達成、来年中に安保関連3文書を改訂」などと、結びは「日本を再び世界の高みに押

し上げる、衆議を重視する」としている。新総理の政権運営への思いを述べたもので説得力がある。就任直後のASEAN首脳会議での各国首脳と初交流、訪日トランプ米大統領との首脳会談、韓国でのAPEC会議、習中国主席・李韓国大統領と首脳会談と外交の滑り出しは順調であった。

国内では、高市総理の閣僚、党役員などの人事、独断的行動、保守主義につき批判、懸念の声もある。臨時国会本会議、予算委員会では総理は所信表明の施策の内容、適否の質疑に適切よく答弁されている。しかし、これからの施策の配りを望みたい。(匡)

Sanby PRO smart stampers advertisement. Includes images of the stampers and text: プチコール PRO smart スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

Shimada Pharmaceutical advertisement for 'Shinobu' (心体験). Includes text: 心体験 おさらの心 巡り湯 生薬の巡り湯 生薬ははじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

Kihara Electric Appliance & Systems advertisement. Includes logo and text: Kihara Electric Appliance & Systems 木原興業株式会社 本社 岡山市北区田町1丁目4番15号 TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

続 傍流の正論 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

67

シャープ税制は、税務行政や租税法の執行に、関連して、種々の役割を果たしたのであるが、その重要なものとして青色申告制度がある。我が国の租税制度の中核となる所得税にしても、法人税にしても、その課税客となる「所得金額」を正確に把握することは極めて困難である。特に、戦後の動乱期においては、税務当局としても至難なことであった。

そこで、正確な所得金額を算定するためには、記帳制度の確立が必要であるということ、青色申告制度が導入された。すなわち、所得税については、事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人で、政府が定める帳簿書類を備え付けるものは、政府の承認を受けた場合においては、青色申告書を提出することができる。青色申告書を提出した納税義務者に対しては、帳簿書類を調査した上でなければ、更正決定をすることができなく、また、純損失の繰越控除を3年間認めるとし、前1年に限り繰戻控除を認めることとした。

このような青色申告制度は、法人税についても、同様に認められることになったが、欠損金の繰越控除が5年間認められることになった(繰戻控除については、所得税同様一年である)。

このような青色申告制度は、その後の国・協力団体による普及活動もあって、急速に普及し、個人の青色申告者は、5年後の昭和30年には、事業所得者の44.4%に達し、昭和50年には51.2%となった。もっとも、その後は、足踏み状態になっている(現在の普及率は62%である)。

他方、法人税については、正常な営業状態にある法人のほとんどが青色申告者となっている(現在の普及率は99%である)。このように、法人において青色申告が普及する理由は、そもそも法人経営において記帳制度が必要であると

戦後80年⑥～青色申告制度

いうこともあるが、欠損金の繰越控除が極めて重要であるからである。ただし、昔間、中小企業の3分の2が赤字経営をしているといわれるが、これは、中小企業の3分の2が継続的に赤字経営をしている(そうであれば、当該中小企業は消滅する)わけではなく、3年に1回は赤字で、2回は赤字になるということであるから、赤字の時の欠損金を繰り越すことは、経営上不可欠であるということになる(因みに、現行の繰越期間は10年になっている)。

ところで、個人の青色申告制度が前述のように足踏み状態であることもあってか、昭和59年度税制改正において、納税環境整備の一環として、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者でこれらの所得金額の合計額が300万円を超える者に対して、帳簿を備え、簡易な方法により記録し、これを所定の期間(原則7年)保存することを義務付けることとした(その後、雑所得についても、同様な規制が行われている)。そして、平成23年12月の税制改正では、このような記帳制度を一層強化することとしている。

そして、このような記帳義務制度は、当初は訓示的な制度として考えられていたが、次第に、青色申告のような恩典はないのに、記帳義務を通しての罰則的な規定が強化されるようになってきている。

例えば、令和4年度税制改正で設けられた所得税法45条3項は、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している等の場合には、必要経費を控除しないこととし(第18回参考)、帳簿等に必要経費の存在が明らかでないものについてのみ、その控除を認めることとしている。

また、国税通則法65条等では、帳簿の記帳内容や調査の時の提示状態等によって各種加算税の額が加重されることになっている。これらの規定からみても、青色申告者以外に対する帳簿の記帳・保存義務も、間接的に青色申告者並みに強制されることになる(同旨法55③)。

ともあれ、青色申告制度に始まった帳簿の記帳・保存義務は、所定の所得を有する者全体に事実上強制されることになっている。このことは、租税法上新たな論点を惹起することも考えられる。

所得税 基本講座

必要経費を考える

税理士 日高 大開

7

解釈の仕方(2)

次に、「…売上原価その他…」と「販売費、一般管理費その他これらの所得を…」の解釈の仕方です。「その他」と「その他の」は、日常用語としてはあまり区別されることはありませんが、法令用語としては使い分けられます。例えば、「A、Bその他C」と「A、Bその他のC」という場合です。前者は、A、B、Cはそれぞれ並列関係にあることを示し、後者はAとBはCの例示的な役割を示します。そうすると、「総収入金額に係る売上原価」は「当該総収入金額を得るため直接に要した費用」と、また、「販売費、一般管理費」は「これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」と並列関係にあるということになります。

なるほど、「総収入金額に係る売上原価」と「当該総収入金額を得るため直接に要した費用」が並列関係にあるとすれば、両者は別の概念であるということになりますから両者が重なり合うことはありません。しかしながら、「販売費」、「一般管理費」と「これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」とが並列関係にあるとした場合は、まず「販売費」と「一般管理費」がどのようなものであるかをそれぞれ観念しなければな

りませんし、「これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」はさらにこれらとは別ものとして観念しなければならなりません。これでは、必要経費に当たるか否かを容易に判断することはできなくなるでしょう。

ところで、「その他」と「その他の」の使い方については、「語呂、語感等の関係で、『その他の』を使うべき際に、『その他』が用いられている例がないでもない。たとえば、『言論、出版その他一切の表現の自由』(憲法21条1項)などは、その例で、本来ならば『その他の』を使うべきところに、語呂の都合で、『その他』が使われているのである(林修三「法令用語の常識」日本評論社)とされます。また、「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」とは、費用の例示として販売費、一般管理費が記載されているものと解される」と示した判決(平成15年10月27日判決)もあるところだ。

以上のとおり、所得税法第37条第1項は、解釈上、必要経費を定義したというよりも、必要経費の「入れもの」を規定したということが出来ます。ですから、ある費用が必要経費であるのかどうかを検討する上では、同項に規定される文言を個々に解釈して当てはめるのではなく、「総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用」(収入対応費用)と「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」(期間対応費用)とを、その発生により区分された費用と捉え、それぞれを一句の文言(費用)として解釈すべきものと考えます。

「その他」と「その他の」の解釈に注意 必要経費は定義ではなく「入れもの」を規定

パスワード of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil



イクイップメントのサポート商社

昭栄

株式会社

- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業359年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」「お歳暮」「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。
※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →
カメラで右の二次元コードを読み取ってください。
パソコンはこちら さとうネット予約 検索

さとうグループ

本部/京都府福知山市東野町1番地
☎0773(27)0100代
<https://www.sato-kyoto.com/>

裁決事例集

263

裁決のポイント

被差押債権が第三者に帰属するといふ請求人主張の事実が存在したとしても、差押処分によって不利益を受けるのは当該第三者であり請求人ではないとして、違法事由の主張制限をした事例。

原処分庁が、審査請求人の滞納国税を徴収するため、債権の差押処分をしたのに対し、請求人が、当該債権は第三者に帰属するとして、当該差押処分の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、請求人の主張は、審査請求の理由として取消しを求めることができないものであるから、この点に関する請求人の主張には理由がなく、差押処分は国税徴収法所定の要件を充足しており、適法であるとして請求を棄却した(公表裁決、令和7年1月24日付)。

関係法令

(1) 国税通則法第75条(国税に関する処分についての不服申立て)第3項は、再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他の請求が適法にされていないものを除く)についての決定があった場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨規定している。

(2) 国税徴収法第47条(差押の要件)第1項(柱書及び同項第1号は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押ささなければならぬ旨規定して

編集部編

自己利益に関係ない審査請求の理由は取消し求められず、差押処分は適法

事案の概要

原処分庁は、請求人が納付すべき滞納国税について、通則法第37条(督促)第1項の規定に基づき、「督促年月日」欄に記載された各日付で、請求人に対し督促状をそれぞれ発したが、請求人は、当該各督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日までに、滞納国税についていずれも完納しなかった。

原処分庁所属の徴収職員は、令和5年11月16日現在、滞納国税が完納されていないことからこれを徴収するため、徴収法第47条第1項(柱書及び同項第1号)の規定に基づき、同日付で債権を差し押さへ、徴収法第62条第1項に規定する手続により、債権差押通知書を第三債務者であるE社に送達した。

請求人は、本件差押処分を不服として、6年2月5日に再調査の請求をしたところ、再調査審判庁は、同年4月19日付で却下の再調査決定をした。

なお、請求人は、6年4月1日に所在地をe市f町〇〇から肩書地へ移転した。

請求人は、再調査決定を経た後の本件差押処分に不服があるとして、6年5月19日に審査請求をした。

審判所の判断

再調査の請求についての決定があった場合において、再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分に関係ないとしてされたものであるところ、通則法第75条第3項の規定に基づく審査請求は、再調査の請求が適法なものであることを要件としている。この点、本件再調査請求は、請求の利益を欠く不適法なものであるとして却下されていることから、まず、本審査請求の適法性について検討する。

差押処分等の国税に関する処分に対し不服申立てができる者は、その処分の取消しを求めることに法律上の利益を有する者、すなわち当該処分によって直接自

己の権利を侵害された者でなければならない。

この点、請求人は、本件差押処分の名宛人であり、本件差押処分により、その法律上の効果を受ける者であるから、本件差押処分の取消しを求めることができることは明らかであり、本件再調査請求は適法である。

次に、本件差押処分の適法性について検討する。請求人が本件滞納国税について、それぞれ督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日までに完納しなかったため、本件差押処分は、徴収法第47条第1項(柱書及び同項第1号)所定の要件を充足している。

この点、請求人は、本件差押処分時には、本件債権が第三者に帰属しているから、本件差押処分は無効である旨主張する。

しかしながら、審査請求が違法又は不当な処分によって侵害された不服申立人の権利利益の救済を図るものであることからすれば、不服申立人は、自己の権利又は法律上の利益に関係のない違法な審査請求の理由として取消しを求めることができないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、請求人の主張は、本件債権が第三者に帰属するといふものであり、仮に当該主張の事実が存在したとしても、本件差押処分によって不利益を受けるのは当該第三者であり、請求人ではないから、結局、請求人がかかる事実を違法事由として主張することは、自己の法律上の利益に関係のない違法な審査請求の理由とするものである。

したがって、請求人の主張は、審査請求の理由として取消しを求めることができないものであるから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

なお、本件差押処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不当とする理由は認められない。よって、本審査請求は理由がないからこれを棄却することとする。

注目の二冊

上場株式・公社債・投資信託と確定申告
(令和7年版)

布施麻記子/永井強 共著

人生100年時代、高齢期の就労や働き方の多様化が進む中、ますます一人ひとりのライフプランが重要となる。投資できる期間も非課税となる期間も無期限である「新NISA(恒久型)」が令和6年からスタートし、開設口座数も買付け金額も順調に伸びている。他方で、従来解説した「旧NISA・つみたてNISA」等の非課税期間満了時の対応や、特定口座での上場株式・投資信託等の運用には引き続き税の知識は不可欠。税金にも少々興味をもっていたら、税金を味方につけて資産つくりを。

税金だけでなく社会保険料への影響についても解説。

「確定申告すれば税金を取り戻せる人(または、翌年以降に税金を取り戻せる可能性がある人)」「証券税制のあらまし」「上場株式等の売却―確定申告のための基礎知識―など4編で構成。随所に「マイナンバーと支払調書等」随所に「妻が受け取る上場株式配当と、夫の税金」「元本払戻金(特別分配金)」などのコラムも盛り込む。

A4判、184ページ。定価1760円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

～なみを超えろ～



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

川通り餅

ひろしま銘菓



御菓子処 株式会社 亀屋

本社/広島市東区光町1丁目11-13
TEL. 082-261-1414(代)
●広島店/e-kie広島店
TEL. 082-261-1414
TEL. 082-261-1414

ふるさと納税 コーナーな返礼品を探る

編集部編 7

岡山県美作市は同県の北東部、兵庫県と鳥取県の県境に位置している。平成17年に5町1村が合併して現在の美作市となった。市内には美人の湯として知られる湯郷温泉や剣豪宮本武蔵の生誕地、F1開催実績のある岡山国際サーキットや女子サッカーチームの岡山湯郷ベルの本拠地があるなど、「スポーツといで湯のまち」として知られる。

主な特産品は桃やぶどう、イノシシ肉やシカ肉といったジビエ料理。近年ではもち麦やえごまといったスーパーフードも注目されている。そんな美作市がふるさと納税の返礼品として提供しているのが、岡山国際サーキットのスポーツ走行に必要なレーシングクラブのライセンス(資格)取得権。寄附金12万円以上でサーキット走行に必要なルールやシステムの説明等の講習付きで、初めての方も安心してサーキットを走行するためのライセンスを取得できる。ライセンスの有効期限は納税した年の翌年1月末まで(12月に納税した

サーキット走行のライセンス取得権

岡山県美作市「F1」も開催のコース

場合は翌年1月から1年利用できるライセンス)となっている。

ライセンス講習会の受講は必須で、走行には自身の自動車またはバイク等、車両と走行に必要なヘルメット・グローブ・レーシングスーツなどの装備品を別途寄附者にて用意が必要。返礼品はライセンスのみとなり、走行する場合は別途走行料が必要とのこと。寄附金額6万5000円以上で、30分スポーツ走行引換券の3枚セットなども返礼品として用意されている。

岡山国際サーキットの魅力は、なんとといっても観客席とレーシングコースが近いことで、2本の長いストレートと13のコーナーからなる全長3703mの西日本屈指のテクニカルコースは全国に6つしかないFIA公認のサーキットの1つ。1994年、95年にはF1パシフィックグランプリも開催され、あの音速の貴公子と呼ばれた故アイルトン・セナ選手も走ったことがある。年間に行われる主要レースは、「SUPER GT」をはじめ、「GT World Challenge ASIA」「全日本ロードレース選手権」「スーパー耐久レース」などを開催している。

ライセンスを取得すると、サーキット通常営業日入場無料などの会員特典も受けられる。ふるさと納税を行い、自慢の愛車で思いっきりサーキットを走ってみませんか。

データで見る 税務争訟

税理士 柳谷 憲司

7

国税徴収法を争点とする判決の傾向

今回は、国税徴収法を争点とする判決要旨のデータを見てみたいと思います。

(傾向)

国税徴収法の判決要旨は1506件(判決要旨全体の約4%)、取消率は10.62%(全部取消率4.25%、一部取消率6.37%)で税目別では一番低く、却下率も10.22%で通則法に次いで高くなっています。課税事件は、課税処分の種類が限定されているため、処分性が問題となるケースはまずなく、処分の名宛人以外の者に不服申立適格が認め

られることもありませんが、徴収事件は処分性が問題になったり、処分の名宛人以外の者にも不服申立適格が認められる場合があることが、却下率に影響しているものと思われま

す。件数が多いものとして、「差押え」が国税徴収法の約32%を占めており1番多く、「第二次納税義務」「財産の換価等」「総則」に関するものが続いています。なお、審査請求をすることにより処分の執行が停止することはありますが、滞納処分による換価(被差押権の取立てを除く)については、裁決があるまでは原則としてできないこと

取消率は税目別で最も低く、却下率は通則法の次に高い 国税徴収法を争点とするデータを分析

(令和7年6月18日現在)

争点	全部取消	一部取消	棄却	却下	不明	合計
総則	1	8	172	4	—	185
国税と他の債権との調整	2	1	31	—	—	34
第二次納税義務	44	64	251	1	—	360
差押え	7	8	433	46	—	494
交付要求等	—	—	33	3	—	36
財産の換価等	4	—	193	30	—	227
換価代金等の配当、滞納処分費	2	—	50	8	1	61
滞納処分の効力、財産の調査	—	—	2	—	—	2
滞納処分に関する猶予、停止等	—	15	2	—	—	17
不服審査及び訴訟の特例	3	—	11	60	1	75
その他	1	—	12	2	—	15
総計	64	96	1,190	154	2	1,506

とされています。 (全部取消の件数が多い争点) 全部取消の件数自体多くなく、「第二次納税義務」

の件数が全体の約6割超を占めています(全部取消率12.22%)。これ以外では、「差押え」や「財産の換価等」に全部取消があります

が、全部取消率はそれぞれ1.42%と1.76%と著しく低い割合となっており、「第二次納税義務」の全部取消率以外は、7%未満となっています。また、「滞納処分に関する猶予、停止等」については、一部取消の件数も多く、一部取消率も88.24%と高くなっています。

なお、審査請求においては、処分の違法性だけでなく、不当性(裁量の範囲逸脱や濫用に至らない程度の裁量の不合理な行使)も審理の対象とされていますが、公売広告処分について不当であることを理由に全部取消された事件があります(令和5年8月21日裁決・裁決事例集No.132)。これ以外に、不当を理由として所得税の青色申告承認申請が取り消された裁決が1件あります。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度において印紙税の調査を行った場数になります。

答え = 、、、 場

ナンプレの予想難易度：6

	C			B	4
8	3	5		1	
7				2	3
2			8	3	7
		1		9	5
	8			7	1
6	2		5		
				4	9
1					6
					2
					D

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 11月23日(日)

前回の答え 、、、 場



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

なんでも相談していただける
金融機関を目指してまいります

いちい信用金庫

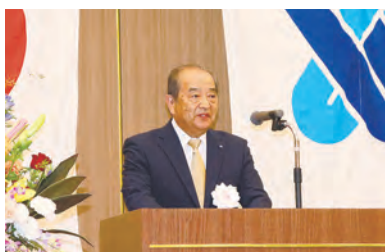
本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201



佐賀市で北部九州ブロック大会

全青色と北部九州青連が主催

一般社団法人全国青色申告会総連合(伊藤升吾会長)と北部九州青色申告会連合会(梅原祐治会長)主催の第61回(令和7年度)青色申告会北部九州ブロック大会が10月16日、佐賀市のホテルグランディアはぐれで開催された。全青色の役員や北部九州3県内の各青申



会役員、来賓として福岡国税局の緒方裕泰課税第一部長ら幹部、友誼団体の代表、佐賀県・市の関係者が出席した。

第一部では、池田博士佐賀県青申連会長の開催地県連あいさつII写真IIに続き、綿貫豊全青色専務理事が「組織のスケールメリットを活かし、時代の変革期を乗り越えよう」と題して中央情勢報告。



次いで、佐賀県青申連の森田健二郎副会長と横田弘美副会長がそれぞれ大会宣言と令和8年度税制改正要望に関する決議を読み上げ採択した。

東海酒類行政連絡協議会(盛田宏会長)は9月19日、名古屋観光ホテルで第59回通常総

第二部では、伊藤全青色会長のあいさつ(後)緒方部長が「税務行政の現状と課題」のテーマと題し講演した。

東海酒類行政連絡協議会が通常総会 端本局長が講演

東海酒類行政連絡協議会(盛田宏会長)は9月19日、名古屋観光ホテルで第59回通常総

議を主催し、生販三層が相互に協力して公正な競争ルールの確立に努め、特に酒税法等の改正により定められた「酒類の公正な取引に関する基準」の定着を図ること、生販三層が協同して酒類の特性を

往原優申会が通常総会を開催

松浦会長を再任

東京・往原優申会(松浦啓雄会長)はこのほど、ホテル雅叙園東京で第46回通常総会を開催した。役員や会



はじめ幹部が出席した。松浦会長II写真IIのあいさつに続き、議事に入り、役員改正では松浦会長を再任した。

このほか、令和7年度事業計画として、会員の資質の向上を目的とした研修会・説明会の充実、税務署と法人

中川青申会 沼津青申会と役員研修会

両会から33人が参加

愛知・一般社団法人中川青色申告会(西垣直哉会長)はこのほど、静岡・一般社団法人納税者センター沼津青色申告会(青木陽一会長)の青色会館を訪れ、役員研修会を開催したII写真。当日は両会の役員ら33人が参加した。



山亨太専務理事、中川会長の宇野久夫専務理事がそれぞれ青申会の現状等の説明を行い、沼津署の望月美穂子個人第一統括官が管内概況

の説明を行った。質疑応答では、両会に共通する諸問題、会員獲得・退会防止への取組、確定申告期等の指導体制、会の財政基盤強化などについて活

発な意見交換を行い、沼津署の草野沢郎副署長が講評を述べた。

最後に、中川会と沼津会で記念撮影を行うなど、両会の交流を一層深めていた。



向「税金クイズ」を実施し、次代を担う子どもたちが租税の意義や役割を正しく理解し、納税やその使い道に関心を持つきっかけとなるよう、区民への租税教育の推進活動を行った。

参加した親子連れは、楽しみながら熱心

滑な定着に努めることなどを盛り込んだ令和7年度事業計画書案などを審議し、承認した。

総会後は、名古屋国税局の端本秀夫局長が、「税務行政の現状と課題」をテーマに講演したII写真。

キャッシュレス納付の推進を宣言

八幡署管内税推協

福岡・八幡税務署管内税務推進協議会(会

長・宮津誠九州北部税理士会八幡支部長)はこのほど、北九州市八幡東区の八幡税理士会館で「キャッシュレス納付推進宣言式」を開催したII写真。当日は、同協議会に加盟する団体の代表らが参加した。

宣言式では、宮津会長が「キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、力強く推進していく」と宣言し、八幡署の阿部正行署長に宣言書を手渡した。

阿部署長は「広く協力・推進していただけることに感謝するとともに大変心強く感じている」と話した。

酒鑑評会の表彰式を開催したII写真。

今回は、管内(中国5県)の73製造場から吟醸酒、純米酒、燗酒の3部門に計198点が出品された。その中から香味の調和に優れ、高い技術力が評価された吟醸酒28点、純米酒27点、燗酒22点が優等賞を受賞し、辻貴博局長から各部門の代表者に表彰状が手渡された。

また、製造技術研究会が開かれ、酒類製造関係者らが出品酒のきき酒を行った。

返礼品で資産形成

北海道北見市

ふるさと納税に

金が登場

楽天市場はこちらから